

勘定科目取扱要領

令和4年4月

勘定科目取扱要領

貸借対照表関係

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
資産の部		
1 流動資産		
(1) 現金預金	地方自治法（以下「法」という。）第235条の4に規定する歳入歳出に属する現金を計上する。	歳計現金のみ計上。 歳入歳出外現金は、該当しない。
(2) 未収金	調定額から収入済額及び不納欠損額を控除した金額を計上する。	
ア 税未収金	未収金のうち、地方税及び税諸収入に係るものを計上する。	収入未済額のうち、県税及び税諸収入（延滞金、加算金、滞納処分費）に関するもの
イ その他未収金	未収金のうち、地方税及び税諸収入に係るもの以外のものを計上する。	ア以外の収入未済額
(3) 不納欠損引当金	未収金の不納欠損見込額を計上する。	(2)ア、イの未収金（後述する「破産更生債権等」に係るものを除く。）に係る不納欠損引当金を計上する。 不納欠損見込額の算定方法は、別に定める「評価性引当金算定要領」による。
(4) 基金	財政調整基金及び減債基金を計上する。	
ア 財政調整基金	財政調整基金条例（昭和39年愛知県条例第13号）に規定する財政調整基金を計上する（ただし、出納整理期間内に行った取崩等を考慮したものとする。）。	財政調整基金の残高
イ 減債基金	減債基金条例（昭和54年愛知県条例第28号。以下「減債基金条例」という。）に規定する減債基金のうち、一年以内に償還が予定されている地方債の償還財源として充当されるものを計上する。	減債基金残高のうち、一年以内に償還が予定されている地方債の償還財源として充当されるもの
(5) 短期貸付金	法第240条第1項に規定する債権である貸付金（以下「貸付金」という。）のうち、翌年度に償還期限が到来する金額を計上する。	
ア 他会計短期貸付金	短期貸付金のうち、他会計に対するものを計上する。	
(7) 一般会計短期貸付金	現状では、該当する貸付金はありません。	
(イ) 特別会計短期貸付金	他会計短期貸付金のうち、特別会計（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計（以下「公営企業会計」という。）を除く。以下同じ。）に対するものを計上する。	
(ウ) 公営企業会計短期貸付金	他会計短期貸付金のうち、公営企業会計に対するものを計上する。	
イ 法人等短期貸付金	短期貸付金のうち、法人等に対するものを計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(7) 市町村短期貸付金	法人等短期貸付金のうち、市町村に対するものを計上する。	市町村が組織する組合に対するものを含む。
(4) その他短期貸付金	法人等短期貸付金のうち、市町村に対するもの以外のものを計上する。	
(6) 貸倒引当金	前号に規定する短期貸付金に係る回収不能見込額を計上する。	短期貸付金に係る貸倒見込額のうち、既調定分に係る不納欠損見込額は、不納欠損引当金として計上する。 回収不能見込額の算定方法は、別に定める「評価性引当金算定要領」による。
(7) その他流動資産	(1)から(6)に規定するもの以外の流動資産を計上する。	
ア 前払金	現状では想定されるものではありません。	
イ 仮払金	勘定科目や金額が不明の金銭を支払った場合に、それらが確定するまで一時的に使用する。	競売申立予納金等 旅費の概算払いは、本県では、旅費交通費に計上する。
ウ その他の流動資産	ア又はイに規定するもの以外の流動資産を計上する。	
2 固定資産	<p>固定資産は、事業用資産、インフラ資産、物品及び投資その他の資産に分類して表示するとともに、事業用資産及びインフラ資産は、それぞれ有形固定資産及び無形固定資産に区分する。</p> <p>固定資産の評価は取得原価（立竹木は評価額）を基礎として算定する。</p> <p>償却資産については取得原価から減価償却累計額を控除する形式で記載する。</p>	「固定資産取扱要領（事業用資産及びインフラ資産等）」を参照のこと。
※ 以下、事業用資産、インフラ資産及び物品については、取得原価（立竹木は評価額）及び減価償却累計額（償却資産のみ）を計上するものとする。		
※ 減価償却累計額	<p>減価償却累計額を計上する。</p> <p>事業用資産又はインフラ資産の有形固定資産、無形固定資産のうち、償却資産については、原則として、別に定める耐用年数に従い、定額法により減価償却を行う。事業用資産又はインフラ資産の無形固定資産のうち、地上権、地役権等については、原則として減価償却を行わない。</p> <p>物品は、美術工芸品類及び図書を除き、別に定める耐用年数に従い、定額法により減価償却を行う。</p>	「固定資産取扱要領（事業用資産及びインフラ資産等）」を参照のこと。
(1) 事業用資産	<p>法第238条第1項第1号から第5号までに定める公有財産のうち、インフラ資産に属するものを除いたものに、リース資産及びソフトウェアを加えたものを計上する（ただし、取得途中の資産を含む。）。</p> <p>事業用資産は、有形固定資産と無形固定資産に分類する。</p>	「固定資産取扱要領（事業用資産及びインフラ資産等）」を参照のこと。

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
ア 有形固定資産	土地、建物、工作物、立竹木、船舶、浮標等、航空機、リース資産及び建設仮勘定に分類し、計上する。 なお、土地には取得価額を、建物、工作物、船舶、浮標等、航空機及びリース資産には取得価額及び減価償却累計額を計上する。立竹木は、評価額を計上する。	同上
(ア) 土地	法第238条第1項第1号に規定する不動産のうち、土地を計上する。	同上
(イ) 建物	法第238条第1項第1号に規定する不動産のうち、建物を計上する（建物附属設備を含むものとする。）。	同上
(ロ) 工作物	法第238条第1項第1号に規定する不動産のうち、工作物を計上する。	同上
(ハ) 立竹木	樹齢管理され、市場性を持つスギ、ヒノキを計上する。	同上
(ニ) 船舶	法第238条第1項第2号に規定する船舶のうち、総トン数が20トン以上のものを計上する。	同上
(ヒ) 浮標等	法第238条第1項第2号に規定する浮標等を計上する。（浮標、浮棧橋、浮ドックをいう。）	同上
(ヘ) 航空機	法第238条第1項第2号に規定する航空機を計上する。	同上
(ホ) リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。）におけるリース資産を計上する。	【計上例】 ・ 賃借料（割賦購入代金）の完済後、県に所有権を無償譲渡する契約となっている施設の賃借料 ・ BOT方式によるPFI事業のサービス購入料 ※ 長期継続契約による借用物品については、リース資産に該当しない。
(ヘ) 建設仮勘定	(ア)から(ヘ)に規定する資産を取得するまでに要した支出を計上する。	「固定資産取扱要領（事業用資産及びインフラ資産等）」を参照のこと。
イ 無形固定資産	地上権、特許権、ソフトウェア及びその他の用益物件や無体財産権等を計上する。	同上
(ア) 地上権	法第238条第1項第4号に規定する地上権を計上する。	同上
(イ) 特許権	法第238条第1項第5号に規定する特許権を計上する。	同上
(ロ) ソフトウェア	事務の効率化を図るために、開発・購入（パッケージ）し、取得金額が100万円以上のソフトウェア（研究または開発を目的とするものを除く。）を計上する。	システム設計委託費、システム開発委託費。ただし、データコンバート費用、研修委託費、コンテンツ作成費を除く（ソフトウェアとコンテンツを明確に線引きできない場合は、その主要な性格がソフトウェアかコンテンツか判断し、どちらかに見なして会計処理する。）。
(エ) 無形固定資産仮勘定	(ア)から(ロ)に規定する資産を取得するまでに要した支出を計上する。	特許権の申請手数料、開発中のシステムの設計委託料、開発委託料

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(オ) その他無形固定資産	(7)から(エ)に規定するもの以外の無形固定資産を計上する。	法第238条第1項第4号、第5号に規定する地役権、鉱業権、温泉権、商標権、意匠権、育成者権等
(2) インフラ資産	住民の社会生活の基盤となり、道路や橋梁、下水道施設、河川など、必要不可欠なネットワーク構成から成り立つもので、代替的利用ができない、移動させることができない、処分に関して制約を受ける等の性質をもつ公共施設をいう（ただし、取得途中の資産を含む）。 インフラ資産は、有形固定資産と無形固定資産に分類する。	「固定資産取扱要領（事業用資産及びインフラ資産等）」を参照のこと。
ア 有形固定資産	土地、建物、工作物及び建設仮勘定に分類し計上する。土地には取得価額を、建物、工作物及び建設仮勘定には取得価額及び減価償却累計額を記載する。	同上
(7) 土地	法第238条第1項第1号に規定する不動産のうち、土地を計上する。	同上
(イ) 建物	法第238条第1項第1号に規定する不動産のうち、建物を計上する。（建物附属設備を含むものとする。）	同上
(ウ) 工作物	法第238条第1項第1号に規定する不動産のうち、工作物を計上する。	同上
(エ) 建設仮勘定	(7)から(ウ)に規定する資産を取得するまでに要した支出を計上する。	同上
イ 無形固定資産	地上権及びその他の用益物件や無体財産権を計上する。	同上
(7) 地上権	法第238条第1項第4号に規定する地上権を計上する。	同上
(イ) 無形固定資産仮勘定	(7)に規定する資産を取得するまでに要した支出を計上する。	同上
(ウ) その他無形固定資産	(7)、(イ)以外の無形固定資産を計上する。	同上
(3) 物品	重要物品及び図書を計上する。	
ア 重要物品	取得価額が100万円以上の物品（自動車については100万円未満のものを含む。）を計上する。	「固定資産取扱要領（物品）」及び同注解を参照のこと。
イ 図書	愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第1条に規定する愛知芸術文化センター愛知県図書館が所蔵する閲覧用の図書のうち備品として管理しているものを計上する。	5,000円以上の閲覧用図書（ディスクやフィルム等を含む。） 愛知県図書館の閲覧用図書については、100万円以上であっても、「重要物品」ではなく、「図書」に計上する。
(4) 投資その他の資産	投資、出資金、破産更生債権等を計上する。	
ア 投資及び出資金	株式及び出資金等を計上する。	
(7) 投資有価証券	法第238条第1項第6号に規定する株式等を計上する。	株式会社に対する出資金

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(イ) 出資金	法第238条第1項第7号に規定する出資による権利を計上する。	地方独立行政法人、地方三公社に対する出資金、公益法人に対する出捐金(7)に計上するものを除く。
(ウ) 公営企業会計出資金	公営企業会計に対する出資金を計上する。	【計上例】 水道事業会計、工業用水道事業会計、用地造成事業会計、県立病院事業会計、流域下水道事業会計等に対する出資金
イ 投資損失引当金	投資及び出資金のうち、連結対象法人又は他会計に対する投資損失引当金(実質価額と貸借対照表価額の差額)を計上する。	「評価性引当金算定要領」及び同注解を参照のこと。
ウ 破産更生債権等	貸付金(回収期限が到来し、調定済の未収金を含む。)のうち経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権を計上する。	債権の区分基準は、「評価性引当金算定要領」及び同注解を参照のこと。
エ 基金	法第241条第1項に規定する基金の積立金額を計上する(ただし、出納整理期間内に行った取崩等を考慮したものとする。)	
(7) 減債基金	減債基金条例に規定する減債基金のうち、流動資産に属する減債基金を除いた減債基金を計上する。	
(イ) 特定目的基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金を計上する。	財政調整基金、減債基金、美術品等取得基金以外の基金残高
(ウ) 定額運用基金	資金を運用するために設置している基金を計上する。	美術品等取得基金の残高
オ 長期貸付金	貸付金のうち、短期貸付金を除いたものを計上する。	
(7) 他会計長期貸付金	長期貸付金のうち、他会計に対するものを計上する。	
a 一般会計長期貸付金	現状では、該当する貸付金はありません。	
b 特別会計長期貸付金	他会計長期貸付金のうち、特別会計に対するものを計上する。	
c 公営企業会計長期貸付金	他会計長期貸付金のうち、公営企業会計に対するものを計上する。	【計上例】 水道事業会計貸付金、工業用水道事業会計貸付金
(イ) 法人等長期貸付金	長期貸付金のうち、法人等に対するものを計上する。	
a 市町村長期貸付金	法人等長期貸付金のうち、市町村に対するものを計上する。	市町村が組織する組合に対するものを含む。
b その他長期貸付金	法人等長期貸付金のうち、市町村に対するもの以外のものを計上する。	第三セクター等への貸付金、その他の団体等への貸付金
(ウ) 基金貸付金	財源対策のため、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、一般会計に貸付を行っている減債基金、特定目的基金及び定額運用基金の資金の金額を計上する。	一般会計繰入運用金が該当。一時繰替金は、該当しない。
カ その他債権等	アからオに規定するもの以外の投資その他の資産を計上する。	
(7) 敷金・保証金	敷金、保証金を計上する。	【計上例】 尾張県民生活プラザ敷金、名古屋東部県税事務所敷金、警察施設敷金等

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(イ) 訴訟等供託金	訴訟等供託金を計上する。	
(ウ) 財産売払代金（割賦払）	現状では想定されるものではありません。	
(エ) 信託受益権	法第238条第1項第8号に規定する財産の信託の受益権を計上する。	【計上例】 元東新県税事務所等
(オ) その他債権等	(7)から(エ)に規定するもの以外の投資その他の資産を計上する。	
キ 貸倒引当金	ウに規定する破産更生債権等及びオに規定する長期貸付金に係る回収不能見込額を計上する。 回収不能見込額の算定方法は、別に定める「評価性引当金算定要領」による。	長期貸付金に係る貸倒見込額のうち、既調定分に係る不納欠損見込額は、不納欠損引当金として計上する。
負債の部		
3 流動負債		
(1) 一年以内償還予定地方債	県債のうち、一年以内に償還が予定されている金額を計上する。	
ア 建設債	一年以内償還予定地方債のうち、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条に規定する地方債を計上する。	
(7) 事業用資産等財源充当債	建設債のうち、事業用資産又は重要物品取得のための財源に充当するものを計上する。	
(イ) インフラ資産財源充当債	建設債のうち、インフラ資産取得のための財源に充当するものを計上する。	
(ウ) その他財源充当債	(7)又は(イ)に規定するもの以外の建設債を計上する。	
イ 特別債	一年以内償還予定地方債のうち、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条に規定する地方債以外の特例的な地方債を計上する。	
(7) 特別債	一年以内償還予定地方債のうち、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条に規定する地方債以外の特例的な地方債を計上する。	【計上例】 臨時財政対策債、調整債、退職手当債等
(イ) 地方債(期中仮置)	地方債の期中残高を計上する。	(期中仮置用)
(2) 一年以内償還予定長期借入金	長期借入金のうち、一年以内に償還が予定されている金額を計上する。	
ア 一年以内償還予定他会計長期借入金	一年以内償還予定長期借入金のうち、他会計からの借入金を計上する。	
(7) 一年以内償還予定一般会計長期借入金	一年以内償還予定長期借入金のうち、一般会計からの借入金を計上する。	
(イ) 一年以内償還予定公営企業会計長期借入金	一年以内償還予定長期借入金のうち、公営企業会計からの借入金を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(3) 短期借入金	法施行令第166条の2に規定する翌年度繰上充用金を計上する。	期中の一時的な現金不足を補うための、短期の資金借入である「一時借入金」は計上しない。
(4) 未払金	法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち翌年度支払予定額を計上する。 ただし、(6)に規定する「一年以内支払予定リース債務」に該当するものを除く。	
ア 債務負担行為	イに規定する「その他未払金」以外の未払金を計上する。	
(7) 物件の購入等	債務負担行為のうち、物件の購入等に係るものを計上する。 なお、「国営及び水資源機構営土地改良事業負担金に関する債務負担行為の設定について」（平成21年9月17日付け21財第254号総務部長通知）に基づき、国営及び水資源機構営土地改良事業負担金のうち、既に負担が始まっている過去の「国営土地改良事業負担金」及び「水資源機構営事業負担金」は、債務負担行為を設定していないものもこの勘定科目に含まれるものとする。	【計上例】 国営土地改良事業負担金、水資源機構営事業負担金、産業労働センター整備・運営事業契約等
(イ) 債務保証・損失補償	債務負担行為のうち、債務保証又は損失補償に係るものを計上する。	【計上例】 〇〇資金融資制度に係る△△損失補償等
(ウ) その他債務負担行為	(7)又は(イ)に規定するもの以外の債務負担行為を計上する。	【計上例】 私立学校施設設備整備費借入金償還補助等
イ その他未払金	支出命令時から支払日までの未払金を計上する。	
(5) 還付未済金	還付手続を行った過誤納金のうち、支払が完了しなかったものを計上する。	戻出未済額（前期以前の年度に発生し、返還の済んでいないもののうち、時効等により消滅していない金額の累計額）
(6) 一年以内支払予定リース債務	所有権移転ファイナンス・リース契約によるリース債務（元本返済額部分に限る。）のうち、一年以内に支払う予定の金額を計上する。	リース債務（「一年以内支払予定リース債務」及び「固定負債に計上するリース債務」の計）は、リース資産計上時にリース資産と同額を計上し、リース料支払い時に、リース料から利息相当額を減じた額を減額する。
(7) 賞与引当金	期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和42年人事委員会規則5123）によって職員に支給される手当で、翌会計年度に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当支給見込額と、これを標準として負担する共済組合負担金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第113条に規定する負担金をいう。）のうち、当期の負担相当額を計上する。	決算整理時に、翌会計年度の6月に支給される期末手当及び勤勉手当の4/6に相当する金額を計上する。
(8) その他流動負債	(1)から(7)に規定するもの以外の流動負債を計上する。	
ア 前受金	愛知県証紙条例（昭和39年3月27日条例第12号）に規定する証紙（県税の証紙を含む）の売りさばき代金を計上する。	
イ 仮受金	現状では想定されるものではありません。	
ウ その他流動負債	ア又はイに規定するもの以外の流動負債を計上する。	
4 固定負債		

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(1) 地方債	県債のうち、一年以内償還予定地方債に属するものを除いたものを計上する。	
ア 建設債	地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条に規定する地方債を計上する。	
(7) 事業用資産等財源充当債	建設債のうち、事業用資産又は重要物品取得のための財源に充当するものを計上する。	
(イ) インフラ資産財源充当債	建設債のうち、インフラ資産取得のための財源に充当するものを計上する。	
(ウ) その他財源充当債	(7)又は(イ)に規定するもの以外の建設債を計上する。	
イ 特別債	地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条に規定する地方債以外の特例的な地方債を計上する。	
(7) 特別債	地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条に規定する地方債以外の特例的な地方債を計上する。	【計上例】 臨時財政対策債、調整債、退職手当債等
(イ) 地方債(期中仮置)	地方債の期中残高を計上する。	(期中仮置用)
(2) 長期借入金	借入金のうち、一年以内償還予定長期借入金及び短期借入金を除いたものを計上する。	
ア 他会計長期借入金	長期借入金のうち、他会計からの借入金を計上する。	
(7) 一般会計長期借入金	他会計長期借入金のうち、一般会計からの借入金を計上する。	
(イ) 公営企業会計長期借入金	他会計長期借入金のうち、公営企業会計からの借入金を計上する。	
イ 基金借入金	財源対策のため、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、一般会計が減債基金、特定目的基金及び定額運用基金から借入を行っている資金の金額を計上する。	一般会計繰入運用金が該当。一時繰替金は、該当しない。
(3) 長期未払金	法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち、3(4)に規定する「未払金」以外のものを計上する。 ただし、(4)に規定するリース債務及び3(6)に規定する一年以内支払予定リース債務に該当するものを除く。	
ア 債務負担行為	債務負担行為を計上する。	
(7) 物件の購入等	債務負担行為のうち、物件の購入等に係るものを計上する。 なお、「国営及び水資源機構営土地改良事業負担金に関する債務負担行為の設定について」（平成21年9月17日付け21財第254号総務部長通知）に基づき、国営及び水資源機構営土地改良事業負担金のうち、既に負担が始まっている過去の「国営土地改良事業負担金」及び「水資源機構営事業負担金」は、債務負担行為を設定していないものもこの勘定科目に含まれるものとする。	3(4)未払金を参照
(イ) 債務保証・損失補償	債務負担行為のうち、債務保証又は損失補償に係るものを計上する。	同上
(ウ) その他債務負担行為	(7)又は(イ)に規定するもの以外の債務負担行為を計上する。	同上

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(4) リース債務	所有権移転ファイナンス・リース契約によるリース債務のうち、流動負債に区分される以外のものを計上する。	リース債務（「一年以内支払予定リース債務」及び「固定負債に計上するリース債務」の計）は、リース資産計上時にリース資産と同額を計上し、リース料支払い時に、リース料から利息相当額を減じた額を減額する。
(5) 退職手当引当金	基準日に特別職を含む愛知県の実職員が自己の都合により退職するものとした場合の退職手当支給見込額を計上する。	
(6) 損失補償等引当金	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第1項第4号に規定する「将来負担比率」の算定に含めた「設立法人の負担の額等に係る一般会計等負担見込額」を計上する。ただし、履行が確定したもものとして未払金又は長期未払金に計上したものは除く。	
(7) その他固定負債	(1)から(6)に規定するもの以外の固定負債を計上する。	
純資産の部		
5 純資産	資産総額と負債総額の差額を計上する。	
(1) 開始残高相当	開始貸借対照表作成時の貸借差額を計上する。	開始時以降は、原則変動なし。
(2) 内部取引	局間又は管理事業間、会計間における資産又は負債の移管額について計上する。	システムにより自動計上 会計別財務諸表では、「会計間取引」と表記する。
(3) 一般財源等配分調整額	一般会計の財務諸表の作成にあたり、局間又は事業間で調整した一般財源等を純額により計上する。	同上
(4) 剰余金	行政コスト計算書の当期収支差額の累計額を計上する。	同上
(5) 評価差額金	有価証券及び立竹木の評価差額金を計上する。	
ア 有価証券評価差額金	時価のある有価証券の取得原価と期末日現在の時価の評価差額を計上する。	政策企画局広報広聴課が保有する中部日本放送株式会社（CBC）株の取得原価と時価の評価差額
イ 立竹木評価差額金	事業用資産に計上された立竹木の評価替え前後の価額の差額（累計）を計上する。	「公有財産台帳作成要領」及び「新公会計制度における固定資産事務マニュアル」を参照のこと。

勘定科目取扱要領

行政コスト計算書関係

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
1 経常収益	経常的な収益を計上する。	
(1) 地方税	県税（都道府県間清算前の地方消費税を含む。）を計上する。	
(2) 地方消費税清算金	地方消費税清算金を計上する。	
(3) 地方譲与税	地方譲与税を計上する。	
(4) 地方特例交付金	地方特例交付金を計上する。	
(5) 地方交付税	地方交付税を計上する。	
(6) 交通安全対策特別交付金	交通安全対策特別交付金を計上する。	
(7) 分担金及び負担金	分担金及び負担金のうち特別収益に計上されるもの以外のものを計上する。	
(8) 使用料及び手数料	使用料及び手数料を計上する。	
(9) 国庫支出金	国庫支出金のうち、特別収益に区分されるもの以外のものを計上する。	
(10) 交付金等（特別会計）	特別会計の交付金（国庫支出金を除く）及び事業収益を計上する。	【計上例】 前期高齢者交付金、療養給付費等交付金、共同事業交付金等
(11) 他会計からの繰入金	他会計からの繰入金を計上する。	
ア 一般会計からの繰入金	他会計からの繰入金のうち、一般会計からの繰入金を計上する。	
a 一般会計からの繰入金（公債管理特会分）	一般会計から公債管理特別会計への償還利子、手数料、発行差金、事務費等の繰入金収入を計上する。	公債管理特別会計で使用
b 一般会計からの繰入金（期中仮置）	一般会計から公債管理特別会計への償還利子、手数料、発行差金、事務費等の繰入金収入を計上する。	公債管理特別会計で使用(期中繰入時に使用)
c 一般会計からの繰入金（公債特会分除く）	a、bに規定するもの以外の、一般会計から特別会計への繰入金収入を計上する。	【計上例】 一般会計から県有林野特別会計への繰入金 一般会計から港湾整備事業特別会計への繰入金
イ 特別会計からの繰入金	他会計からの繰入金のうち、特別会計からの繰入金を計上する。	
a 特別会計からの繰入金（公債管理特会分）	県営住宅管理事業特別会計から公債管理特別会計への償還利子、手数料、発行差金、事務費等の繰入金収入を計上する。	公債管理特別会計で使用
b 特別会計からの繰入金（期中仮置）	県営住宅管理事業特別会計から公債管理特別会計への償還利子、手数料、発行差金、事務費等の繰入金収入を計上する。	公債管理特別会計で使用(期中繰入時に使用)
c 特別会計からの繰入金（公債特会分除く）	a、bに規定するもの以外の、特別会計からの繰入金収入を計上する。	【計上例】 中小企業設備導入資金特別会計から一般会計への繰入金 母子父子寡婦福祉資金特別会計から一般会計への繰入金
ウ 公営企業会計からの繰入金	他会計からの繰入金のうち、公営企業会計からの繰入金を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(12) 受取利息及び配当金	利子及び株式配当金収入等を計上する。	
ア 受取利息	預金利子など以下に規定する以外の利子収入を計上する。	
イ 受取配当金	株式配当金等を計上する。	
ウ 基金借入金受取利息	一般会計へ繰入運用したことにより基金が受け取る利息を計上する。	
エ 基金運用受取利息	基金運用による受取利息を計上する。	【計上例】 一時繰替金運用利息、基金の運用を国債で行った場合の受取利金、基金の運用を定期預金で行った場合の受取利息等
オ 他会計受取利息	他会計への貸し付けによる受取利息を計上する。	
(ア) 一般会計受取利息	他会計受取利息のうち、一般会計からの受取利息を計上する。	県営住宅敷金組入運用に関する利子
(イ) 特別会計受取利息	他会計受取利息のうち、特別会計からの受取利息を計上する。	
(ウ) 公営企業会計受取利息	他会計受取利息のうち、公営企業会計からの受取利息を計上する。	
(13) その他経常収益	(1)から(12)以外の経常収益を計上する。	
ア 財産収入	財産の運用及び処分に係る収入を計上する。	
(ア) 財産貸付料	財産の貸付に係る収入を計上する。	
(イ) 財産売払代金	財産（貸借対照表に計上する固定資産に係るものを除く。）の売却代金を計上する。	【計上例】 ・ 物品の売払収入等（貸借対照表に計上する重要物品及び図書を除く。ただし、会計局調達課長に売却の依頼をした重要物品の売払代金のうち同課が収入する売払収入は、この勘定に計上する。発生材（事業用資産やインフラ資産の解体撤去工事の施行に伴い発生した鉄屑等）の売払収入もこの勘定に計上する。） ・ 生産品の売払収入 ほか
(ウ) その他財産収入	(ア)から(イ)に規定するもの以外の財産収入（貸借対照表に計上する固定資産に係るものを除く。）を計上する。	
イ 寄附金	寄附金収入を計上する。	
ウ 税諸収入	県税の徴収に付随する諸収入を計上する。	
(ア) 滞納処分費	県税に係る滞納処分費収入を計上する。	
(イ) 利子割精算金	法人県民税に係る利子割精算金を計上する。	
(ウ) 税延滞金、加算金及び過料	県税に関する延滞金、加算金及び過料を計上する。	
エ その他経常収益	アからウに規定するもの以外のその他経常収益を計上する。	
(ア) 税外延滞金、加算金及び過料	県税以外の延滞金、加算金及び過料を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(イ) 一般会計貸付金利息	現状では、該当するものはないと思われます。	
(ロ) 特別会計貸付金利息	特別会計へ貸し付けた金額に対する利息を計上する。	
(ハ) 公営企業会計貸付金利息	公営企業会計へ貸し付けた金額に対する利息を計上する。	
(ニ) 市町村貸付金利息	市町村へ貸し付けた金額に対する利息を計上する。	市町村が組織する組合に対するものを含む。
(ホ) その他貸付金利息	(イ)から(ニ)に規定するもの以外の貸付に対する利息を計上する。	
(ヘ) 受託事業収益	受託事業に係る収入を計上する。	
(ト) 宝くじ事業収益	宝くじ事業に係る収入を計上する。	
(チ) 公営競技事業収益	公営競技事業に係る収入を計上する。	
(リ) 弁償金	弁償金を計上する。	
(ル) 小切手未払資金組入	発行後1年経過しても未換金のため、収入に組入れた小切手を計上する。	
(レ) 違約金及び延納利息	違約金及び延納利息を計上する。	
(ロ) 雑入	雑入を計上する。	
(セ) その他諸収入	(7)から(ロ)に規定するもの以外の諸収入を計上する。	
(シ) 不納欠損引当金戻入額	不納欠損引当金戻入益（前期以前に引当処理を行った不納欠損引当金額（回収不能見積額）が、実際に発生した回収不能額より大きかった場合に計上される利益）を計上する。	別に定める「評価性引当金算定要領」を参照のこと。
(ス) 貸倒引当金戻入額	貸倒引当金戻入益（前期以前に引当処理を行った貸倒引当金額（回収不能見積額）が、実際に発生した回収不能額より大きかった場合に計上される利益）を計上する。	同上
(セ) 投資損失引当金戻入額	投資損失引当金を計上した後、財政状態が改善し、実質価額が回復した場合に戻し入れる回復部分相当額を計上する。	別に定める「評価性引当金算定要領」を参照のこと。
(ツ) 賞与引当金戻入額	基本的に計上することはありません。	
(テ) 退職手当引当金戻入額	退職引当金戻入益（期末時点の退職手当引当金額が、決算日時点の要引当額に比べ過大となる場合に戻し入れるべき金額）を計上する。	
(ト) 損失補償等引当金戻入額	損失補償等引当金を計上した後、引き当ての必要がなくなった場合に計上される利益（戻し入れ相当額）を計上する。	
(チ) 区分換え等差益	一般物品から重要物品への区分換え等による差益を計上する。	
2 経常費用	貸借対照表に計上しない経常的な費用を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(1) 県税清算金及び交付金	地方消費税清算金(都道府県間の清算金支出)、利子割精算金、地方消費税交付金(市町村への交付金支出)、地方消費税徴収取扱費(対国)、間税特別徴収義務者交付金(対民間)、その他県税交付金を計上する。	
(2) 給与関係費	報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金を計上する。	
ア 報酬	報酬を計上する。	議員報酬、委員報酬、非常勤職員報酬を計上する。
イ 給与	給料及び職員手当を計上する。	
(ア) 給料等	給料と、(イ)、(ウ)に規定する手当以外の職員手当を計上する。	
a 特別職給料等	特別職に支給する給料等を計上する。	
b 一般職給料等	一般職員に支給する給料等を計上する。	
c 議員手当	議員に支給される期末手当を計上する。	
(イ) 超過勤務手当	超過勤務手当(時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当)を計上する。	
(ウ) 退職手当	退職手当(退職手当引当金の引き当てがないもの)を計上する。	
a 特別職退職手当	退職手当のうち、特別職支給分を計上する。	
b 一般職退職手当	退職手当のうち、一般職員支給分を計上する。	
ウ 共済費	共済費を計上する。	
(ア) 共済組合負担金	共済組合負担金を計上する。	
a 特別職共済組合負担金	共済組合負担金のうち、特別職分を計上する。	
b 一般職共済組合負担金	共済組合負担金のうち、一般職員分を計上する。	
c 都道府県議会議員共済会負担金	都道府県議会議員共済会負担金を計上する。	
(イ) 災害補償基金負担金	地方公務員災害補償基金負担金を計上する。	
a 特別職災害補償基金負担金	地方公務員災害補償基金負担金のうち、特別職分を計上する。	
b 一般職災害補償基金負担金	地方公務員災害補償基金負担金のうち、一般職員分を計上する。	
(ウ) 社会保険料	社会保険料(事業主負担分)を計上する。	
(エ) 雇用保険・労災保険料	雇用保険料(事業主負担分)及び労災保険料を計上する。	
エ 災害補償費	災害補償費を計上する。	
オ 恩給及び退職年金	恩給及び退職年金を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(3) 物件費	報償費、旅費交通費、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保守料、委託料、賃借料、その他物件費など人件費、修繕費、社会保障給付費、補助費等以外の消費的性質の経費を計上する。ただし、固定資産の取得原価に含まれるものは除く。	
ア 報償費	報償金、謝礼金、賞賜金、報償用物品の購入代金などを計上する。	
イ 旅費交通費	出張、移動に係る交通費及び日当・宿泊料等（タクシー代、高速代等を含む）を計上する。	
ウ 消耗品費	消耗品費を計上する。	
エ 燃料費	自動車、船舶、動力設備、冷暖房用等の燃料の購入代金を計上する。	
(7) 自動車燃料	自動車の燃料費を計上する。	
(イ) 船舶燃料	船舶（物品として管理しているものを除く）の燃料費を計上する。	
(ウ) 航空機燃料	航空機の燃料費を計上する。	
(エ) 動力設備燃料	動力設備の燃料費を計上する。	
(オ) 冷暖房用燃料	冷暖房用の燃料費を計上する。	
(カ) その他燃料費	(7)から(オ)に規定するもの以外の燃料費を計上する。	
オ 光熱水費	電気、ガス、水道の使用代金などの光熱水費を計上する。	
(7) 電気料	電気の使用料を計上する。	
(イ) ガス料	ガスの使用料を計上する。	
(ウ) 水道料	上下水道の使用料を計上する。	
(エ) その他光熱水費	(7)から(ウ)に規定するもの以外の光熱水費を計上する。	
カ 通信運搬費	郵便切手の購入代金、電話料金、運搬費などの通信運搬費を計上する。	
(7) 電話料・通信費	電信電話料、インターネット通信費、プロバイダ料などの通信費を計上する。	
(イ) 郵便切手購入費	郵便切手代を計上する。	
(ウ) 配達運搬費	宅配便やゆうパック、メール便等の配達料、その他の運搬費を計上する。	
(エ) 受信料	NHK放送受信料を計上する。	
キ 保守管理費	保守管理に要する費用を計上する。	
(7) 設備運転管理費	電気、空調、給排水設備など複数設備の総合運転管理に係る経費を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(イ) 建物保守管理費	建物外部・内部の保守点検等に係る経費を計上する。	
a 建物保守管理費(役務費)	建物保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
b 建物保守管理費(委託料)	建物保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
(ウ) 電気設備保守管理費	建物附属設備のうち、電気設備の保守点検、管理等に関する経費を計上する。	
a 電気設備保守管理費(役務費)	電気設備保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
b 電気設備保守管理費(委託料)	電気設備保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
(エ) 空調設備保守管理費	建物附属設備のうち、空調設備の保守点検、管理等に関する経費を計上する。	
a 空調設備保守管理費(役務費)	空調設備保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
b 空調設備保守管理費(委託料)	空調設備保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
(オ) 給排水設備保守管理費	建物附属設備のうち、給排水設備の保守点検、管理等に関する経費を計上する。	
a 給排水設備保守管理費(役務費)	給排水設備保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
b 給排水設備保守管理費(委託料)	給排水設備保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
(カ) 昇降機保守管理費	建物附属設備のうち、昇降機設備の保守点検、管理等に関する経費を計上する。	
a 昇降機設備保守管理費(役務費)	昇降機設備保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
b 昇降機設備保守管理費(委託料)	昇降機設備保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
(キ) 消防設備保守管理費	建物附属設備のうち、消防設備の保守点検、管理等に関する経費を計上する。	
a 消防設備保守管理費(役務費)	消防設備保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
b 消防設備保守管理費(委託料)	消防設備保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
(ク) 工作物保守管理費	工作物の保守点検、管理等に係る経費を計上する。	
a 工作物保守管理費(役務費)	工作物保守管理費のうち役務費で執行するものを計上する。	
b 工作物保守管理費(委託料)	工作物保守管理費のうち委託料で執行するものを計上する。	
c 工作物保守管理費(原材料費)	工作物保守管理費のうち原材料費で執行するものを計上する。	
(ケ) システム保守管理費	システムの保守管理に要する経費を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
a システム保守管理費(役務費)	システムの保守管理に要する経費のうち役務費で執行するものを計上する。	
b システム保守管理費(委託料)	システムの保守管理に要する経費のうち委託料で執行するものを計上する。	
(コ) 自動車保守管理費	自動車の点検、整備等に係る経費を計上する。	
a 自動車保守管理費(需用費)	自動車保守管理費のうち、需用費で執行するものを計上する。	車検
b 自動車保守管理費(役務費)	自動車保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
c 自動車保守管理費(委託料)	自動車保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
(カ) 警備費	庁舎や施設の警備に要する費用を計上する。	
a 警備費(役務費)	警備費のうち役務費により支出する費用を計上する。	
b 警備費(委託料)	警備費のうち委託料により支出する費用を計上する。	
(キ) 清掃費	施設の清掃費を計上する。	庁舎清掃、道路清掃
a 清掃費(役務費)	清掃費のうち役務費により支出する費用を計上する。	
b 清掃費(委託料)	清掃費のうち委託料により支出する費用を計上する。	
(ク) 草刈・剪定費	施設の草刈・剪定に要する経費を計上する。	庁舎敷地、道路、河川敷等
a 草刈・剪定費(役務費)	草刈・剪定費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
b 草刈・剪定費(委託料)	草刈・剪定費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
c 草刈・剪定費(工事請負費)	草刈・剪定費のうち、工事請負費で執行するものを計上する。	
(ケ) 廃棄物処理費	廃棄物処理費用を計上する。	
a 廃棄物処理費(役務費)	廃棄物処理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
b 廃棄物処理費(委託料)	廃棄物処理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
(コ) 害虫駆除費	施設の害虫駆除に要する経費を計上する。	
a 害虫駆除費(役務費)	害虫駆除費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
b 害虫駆除費(委託料)	害虫駆除費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
(カ) その他保守管理費	(ア)から(イ)に規定するもの以外の保守管理費を計上する。	船舶(物品として管理しているものを除く)、航空機の保守管理費を含む。
a その他保守管理費(需用費)	その他保守管理料のうち、需用費で執行するものと計上する。	
b その他保守管理費(役務費)	その他保守管理料のうち、役務費で執行するものと計上する。	
c その他保守管理費(委託料)	その他保守管理料のうち、委託料で執行するものと計上する。	
ク 業務委託費	資産計上しない業務委託料を計上する。ただし、アからキまでに規定したものを除く。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(ア) 指定管理料	法第244条の2第3項に規定する指定管理者への委託料を計上する。	
(イ) その他業務委託費(役務費)	アからク(ア)に規定するもの以外の業務委託費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
(ウ) その他業務委託費(委託料)	アからク(ア)に規定するもの以外の業務委託費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
ケ 賃借料	土地などの不動産、事務用機器の借り上げ等の賃借代金を計上する。	
(ア) 土地建物賃借料	土地建物賃借契約に基づく賃借料を計上する。	
(イ) 自動車賃借料	自動車の賃借料を計上する。	
(ウ) 事務用機器賃借料	事務用機器に係る賃借料を計上する。	【計上例】 事務用パソコン、ファクシミリ、プリンタ等の賃借料
(エ) 情報機器賃借料	情報機器に係る賃借料を計上する。	【計上例】 サーバ、ルータ、スイッチ等情報通信機器の賃借料。事務用以外のパソコンは、この勘定に計上する。
(オ) 会場使用料	会場借り上げ料を計上する。	
(カ) その他賃借料	(ア)から(オ)以外の賃借契約に基づく賃借料を計上する。	
コ 取壊し・撤去費	建物のほか、道路や橋梁等の取壊し・撤去に要する費用を計上する。	
サ その他物件費	アからコに規定するもの以外の物件費を計上する。	
(ア) 交際費	交際費(外部との公の交渉に係る経費)を計上する。	
(イ) 食糧費	食糧費を計上する。	【計上例】 会議用、式日用茶菓、接待用茶菓、弁当、非常用炊出し、留置人食事、病院患者食事等の賄料等
(ウ) 新聞図書費	新聞、貸借対照表に計上しない図書の購入にかかる経費を計上する。	【計上例】 新聞、雑誌、重要物品とはならない図書類の購入に係る費用
(エ) 印刷製本費	印刷製本等に要する経費を計上する。	
a 印刷製本費(需用費)	印刷製本に要する経費のうち、需用費で執行するものを計上する。	
b 印刷製本費(役務費)	印刷製本に要する経費のうち、役務費で執行するものを計上する。	【計上例】 印刷物のデザイン委託等
c 印刷製本費(委託料)	印刷製本に要する経費のうち、委託料で執行するものを計上する。	【計上例】 印刷物のデザイン委託等
(オ) 複写料	複写サービス契約等に基づくコピー代金を計上する。	
(カ) 薬品費	医薬品、検査用試薬などの薬品費を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(キ) 診療材料費	ガーゼ等医療用消耗品費を計上する。	
(ク) 飼料費	飼料代を計上する。	
(ケ) 保険料	保険料を計上する。	
a 火災保険料	火災保険料を計上する。	
b 自動車損害保険料	自動車損害保険料を計上する。	
c その他損害保険料	a、b以外の損害保険料を計上する。	
(コ) 保管料	各種の財産（証券、貴重品、危険物、重要物品等）を銀行あるいは倉庫業者等に保管を依頼し、これに対して支払う経費を計上する。	
(カ) 広告料	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等で広告をするために要する経費を計上する。	
a 広告料（役務費）	広告料のうち、役務費で執行するものを計上する。	
b 広告料（委託料）	広告料のうち、委託料で執行するものを計上する。	
(シ) 筆耕翻訳料	筆耕料、翻訳料及び速記料を計上する。	
(ス) 通行料	有料道路の通行料金を計上する。	旅費（09節）で支出する有料道路の通行料は、2(3)イ 旅費交通費に計上する。
(セ) 備品費	備品購入費（貸借対照表に計上する重要物品及び図書の購入にかかる経費を除く）を計上する。	
(ソ) その他の物件費	(7)から(セ)以外の物件費を計上する。	
a その他の物件費(需用費)	その他の物件費のうち、需用費で執行するものを計上する。	
b その他の物件費(役務費)	その他の物件費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
c その他の物件費(工事請負費)	その他の物件費のうち、工事請負費で執行するものを計上する。	
d その他の物件費(原材料費)	その他の物件費のうち、原材料費で執行するものを計上する。	
e その他の物件費(その他)	その他の物件費のうち、aからd以外のものを計上する。	
(4) 修繕費	資産の取得や資産価値の増加につながらない施設等の修繕経費(収益的支出)を計上する。	
ア 建物修繕費	建物の修繕に必要な費用を計上する。	
(7) 建物修繕費(需用費)	建物修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
(イ) 建物修繕費(委託料)	建物修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(ウ) 建物修繕費(工事請負費)	建物修繕費のうち、工事請負費により執行するものを計上する。	
イ 建物附属設備修繕費	建物附属設備の修繕に必要な費用を計上する。	
(ア) 建物附属設備修繕費(需用費)	建物附属設備修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
(イ) 建物附属設備修繕費(委託料)	建物附属設備修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
(ウ) 建物附属設備修繕費(工事請負費)	建物附属設備修繕費のうち、工事請負費により執行するものを計上する。	
ウ 工作物修繕費	工作物の修繕に必要な費用を計上する。	
(ア) 工作物修繕費(需用費)	工作物修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
(イ) 工作物修繕費(委託料)	工作物修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
(ウ) 工作物修繕費(工事請負費)	工作物修繕費のうち、工事請負費により執行するものを計上する。	
(エ) 工作物修繕費(原材料費)	工作物修繕費のうち、原材料費により執行するものを計上する。	
エ 自動車修繕費	自動車の修繕に必要な費用を計上する。	
(ア) 自動車修繕費(需用費)	自動車修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
(イ) 自動車修繕費(委託料)	自動車修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
オ 重要物品修繕費	重要物品の修繕に必要な費用を計上する（借用物品で重要物品として登録されているものの修繕を含む。）。	
(ア) 重要物品修繕費(需用費)	重要物品修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
(イ) 重要物品修繕費(委託料)	重要物品修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
カ 一般物品修繕費	重要物品以外の物品の修繕に必要な費用を計上する。	
(ア) 一般物品修繕費(需用費)	一般物品修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
(イ) 一般物品修繕費(委託料)	一般物品修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
キ その他修繕費	アからカに規定するもの以外の修繕費を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(7) その他修繕費(需用費)	その他修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
(イ) その他修繕費(委託料)	その他修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
(ウ) その他修繕費(工事請負費)	その他修繕費のうち、工事請負費により執行するものを計上する。	
(5) 社会保障給付費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助など、社会保障制度の一環として県が各種法令に基づいて実施する給付や、県が単独で行っている社会保障給付費を計上する。	
(6) 補助金等	他の地方公共団体や国、法人等に対する負担金、補助金及び交付金のうち、資産の形成につながらないものを計上する。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2の規定に基づく繰出金は、他会計への繰出金に計上する。
ア 負担金、補助及び交付金	補助金等のうち、負担金、補助及び交付金により執行するものを計上する。	
イ 補償、補填及び賠償金	補償、補填及び賠償金により執行するものを計上する。	
ウ 還付金・還付加算金等	償還金及び還付加算金を計上する。	利子割精算金は、「県税清算金及び交付金」に計上する。
エ 寄附金	他の地方公共団体や国、法人等に対する寄附金を計上する。	
オ 公課費	公課費(公租公課を支払う場合に要する経費)を計上する。	
(7) 施設整備補助金等	国や市町村等が所有する施設等の整備に対する補助金等のうち、県の資産に計上されないものを計上する。	
ア 施設整備補助金	施設(設備等を含む。)の建設・改良などを目的とした補助金(負担金・交付金を含む。)のうち、県の資産の取得、若しくは資産価値の増加につながらないものを計上する。	自動車の取得を目的とした補助金を含む。
(7) 公共施設整備補助金	施設整備補助金のうち、都道府県及び市町村に対するものを計上する。	
(イ) 民間施設整備補助金	施設整備補助金のうち、民間等に対するものを計上する。	
イ 国直轄事業負担金	国直轄事業負担金を計上する。	水資源機構営事業負担金を含む。
ウ 県直接整備費	県が施工する、国、市町村や民間等が所有する施設等で県の資産に計上されないものの整備費を計上する。	
(7) 公共施設整備費	県直接整備費のうち、国有又は市町村有施設に対するものを計上する。	
(イ) 民間施設整備費	県直接整備費のうち、民間施設等に対するものを計上する。	
(8) 他会計への繰出金	他会計に対する繰出金を計上する。	
ア 一般会計への繰出金	一般会計に対する繰出金を計上する。	
イ 特別会計への繰出金	特別会計に対する繰出金を計上する。	
(7) 公債管理特別会計への繰出金	特別会計に対する繰出金のうち、公債管理特別会計への繰出金を計上する。	
a 地方債利息分の繰出金	公債管理特別会計への繰出金のうち地方債利子分を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
b 地方債手数料分の繰出金	公債管理特別会計への繰出金のうち手数料分を計上する。	
c 地方債発行差金分の繰出金	公債管理特別会計への繰出金のうち地方債の発行差金分を計上する。	
d 地方債事務費分の繰出金	公債管理特別会計への繰出金のうち地方債事務費分を計上する。	
e 公債管理特別会計への繰出金 (期中仮置)	公債管理特別会計への繰出金を計上する。	(期中繰出時に使用)
(イ) その他特別会計への繰出金	(7)以外の特別会計への繰出金を計上する。	
ウ 公営企業会計への繰出金	公営企業会計に対する繰出金を計上する。	
(9) 減価償却費	償却資産の減価償却費を計上する。	
ア 事業用資産減価償却費	事業用資産の減価償却費を計上する。	
(7) 有形固定資産減価償却費	事業用資産のうち、有形固定資産の減価償却費を計上する。	
a 建物減価償却費	事業用資産のうち、建物の減価償却費を計上する。	
b 工作物減価償却費	事業用資産のうち、工作物の減価償却費を計上する。	
c 船舶減価償却費	船舶の減価償却費を計上する。	
d 浮標等減価償却費	浮標等の減価償却費を計上する。	
e 航空機減価償却費	航空機の減価償却費を計上する。	
f リース資産減価償却費	リース資産の減価償却費を計上する。	
(イ) 無形固定資産減価償却費	事業用資産のうち、無形固定資産の減価償却費を計上する。	
a 特許権減価償却費	特許権の減価償却費を計上する。	
b ソフトウェア減価償却費	ソフトウェアの減価償却費を計上する。	
c その他無形固定資産減価償却費	事業用資産の無形固定資産減価償却費のうち、a、b以外の減価償却費を計上する。	
イ インフラ資産減価償却費	インフラ資産の減価償却費を計上する。	
(7) 有形固定資産減価償却費	インフラ資産のうち、有形固定資産の減価償却費を計上する。	
a 建物減価償却費	インフラ資産のうち、建物の減価償却費を計上する。	
b 工作物減価償却費	インフラ資産のうち、工作物の減価償却費を計上する。	
(イ) 無形固定資産減価償却費	インフラ資産のうち、無形固定資産の減価償却費を計上する。	
a その他無形固定資産減価償却費	インフラ資産のうち、その他無形固定資産の減価償却費を計上する。	
ウ 重要物品減価償却費	重要物品の減価償却費を計上する。	

勘 定 科 目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(10) 不納欠損額	当期に不納欠損処理をしたもののうち、不納欠損引当金を超える金額を計上する。	「不納欠損引当金」は、「未収金」の評価勘定として、期末債権について将来顕在化する損失のうち、期末までにその原因が発生しているものの損失見込額を計上するものである。したがって、当該年度に調定した未収金(過年度調定分を除く)に係る不納欠損が発生した場合は、全て不納欠損として処理する。
(11) 貸倒損失	当期に回収不能となった貸付金のうち、貸倒引当金を超える金額を計上する。	
(12) 不納欠損引当金繰入額	当期に設定すべき不納欠損引当金が前期末に設定した引当金より大きい場合に、その差額(繰入額)を計上する。	別に定める「評価性引当金算定要領」による。
(13) 貸倒引当金繰入額	当期に設定すべき貸倒引当金が前期末に設定した引当金より大きい場合に、その差額(繰入額)を計上する。	同上
(14) 投資損失引当金繰入額	当期に設定すべき投資損失引当金が前期末に設定した引当金より大きい場合に、その差額(繰入額)を計上する。	別に定める「評価性引当金算定要領」による。
(15) 賞与引当金繰入額	当期に設定した賞与引当金の繰入額を計上する。	
(16) 退職手当引当金繰入額	当期に設定すべき退職手当引当金が前期末に設定した引当金より大きい場合に、その差額(繰入額)を計上する。	
(17) 損失補償等引当金繰入額	当期に設定すべき損失補償等引当金が前期末に設定した引当金より大きい場合に、その差額(繰入額)を計上する。	
(18) 支払利息及び手数料	地方債の支払利息、地方債の発行、償還などに関する手数料、地方債を割引発行した場合の券面額と発行価額との差額及び他会計等からの借入金に対する利子等を計上する。	
ア 地方債利息及び手数料	支払利息及び手数料のうち、地方債に係るものを計上する。	
(ア) 地方債利息	地方債利息を計上する。	
(イ) 地方債利息(期中仮置)	地方債利息を計上する。	(期中仮置用)
(ウ) 地方債手数料	地方債手数料を計上する。	
(エ) 地方債手数料(期中仮置)	地方債手数料を計上する。	(期中仮置用)
イ 地方債発行差金	地方債の発行差額(割引発行する場合の割引料)を計上する。	
(イ) 地方債発行差金	地方債発行差金を計上する。	
(ロ) 地方債発行差金(期中仮置)	地方債発行差金を計上する。	(期中仮置用)
ウ 借入金利息	他会計などからの借入金に対して支払う利息を計上する。	
(ウ) 他会計借入金利息	借入金利息のうち、他会計に対するものを計上する。	
a 一般計借入金利息	一般会計からの借入金に係る利息を計上する。	
b 公営企業会計借入金利息	公営企業会計からの借入金に係る利息を計上する。	
(イ) その他借入金利息	借入金利息のうち、基金等に対するものを計上する。	
a 一時借入金利息	一時借入金に係る利息を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
b 基金借入金利息	基金借入金（一般会計繰入運用）に係る利息を計上する。	
c 基金一時繰替金利息	基金の一時繰替金に係る利息を計上する。	
d 県営住宅敷金組入利息	県営住宅敷金組入に係る一般会計から県営住宅管理事業特別会計への支払利息を計上する。	
エ その他支払利息・手数料	アからウに規定するもの以外の支払利息・手数料を計上する。	
(19) その他経常費用	(1)から(18)に規定するもの以外の経常費用を計上する。	
ア 債務保証・損失補償費	債務保証契約又は損失補償契約に基づく債務の履行額のうち、法的に支払が確定したもの（経常的なもの）を計上する。	
イ 区分換え等差損	重要物品の統合、重要物品から一般物品への区分換え等による差損を計上する。	
ウ その他の経常費用	ア又はイに規定するもの以外のその他経常費用を計上する。	
3 特別収益	臨時収益及び過年度損益修正益を計上する。	
(1) 分担金及び負担金（災害復旧費）	分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。	
(2) 国庫支出金（災害復旧費）	国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。	
(3) 固定資産売却益	固定資産（投資及び出資金を除く。）の売却による収入が、帳簿価額を上回る場合の差額を計上する。	
(4) 固定資産受贈益	贈与その他無償で取得した固定資産の評価額を計上する。	
(5) その他特別収益	(1)から(4)に属さない特別収益を計上する。	
ア 投資及び出資金売却益	投資有価証券、出資金の売却益を計上する。	
イ 過年度損益修正益	過年度損益の修正益を計上する。	
ウ その他の特別収益	ア又はイに規定するもの以外のその他特別収益を計上する。	
4 特別費用	臨時損失及び過年度損益修正損を計上する。	
(1) 固定資産除売却損	固定資産除却損、売却損、譲与損及び債権譲渡損を計上する。	
ア 固定資産除却損	固定資産を除却した場合に、当該除却資産の帳簿価額を計上する。	
イ 固定資産売却損	固定資産（投資及び出資金を除く。）の売却による収入が帳簿価額を下回る場合に、売却価格と帳簿価額との差額（損失）を計上する。	
ウ 固定資産譲与損	固定資産を譲与した場合に、当該譲渡資産の帳簿価額を計上する。	
エ 債権譲渡損	貸付債権の債権額とその譲渡額との差額（損失）を計上する。	DES（デット・エクイティ・スワップ：貸付債権の株式化）に伴う貸付債権額と株式化された出資額の差額（損失）は、債権譲渡損として計上する。ただし、金額的に少額で重要性が低い場合は、「その他の特別費用」として計上することも可とする。

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(2) 災害復旧費	災害復旧に関する費用を計上する。	
ア 災害復旧費（旅費）	災害復旧に要する経費のうち、旅費により執行するものを計上する。	
イ 災害復旧費（需用費）	災害復旧に要する経費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
ウ 災害復旧費（役務費）	災害復旧に要する経費のうち、役務費により執行するものを計上する。	
エ 災害復旧費（委託料）	災害復旧に要する経費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
オ 災害復旧費（使用料・賃借料）	災害復旧に要する経費のうち、使用料及び賃借料により執行するものを計上する。	
カ 災害復旧費（工事請負費）	災害復旧に要する経費のうち、工事請負費により執行するものを計上する。	
キ 災害復旧費（負担、補助、交付金）	災害復旧に要する経費のうち、負担金、補助及び交付金により執行するものを計上する。	
ク 災害復旧費（補償、補填、賠償金）	災害復旧に要する経費のうち、補償、補填及び賠償金により執行するものを計上する。	
ケ 災害復旧費（その他）	アからクに規定するもの以外の災害復旧費を計上する。	
(3) その他特別費用	(1)又は(2)に規定するもの以外の特別費用を計上する。	
ア 債務保証・損失補償費	債務保証契約又は損失補償契約に基づく債務の履行額のうち、法的に支払が確定したもの（臨時的・巨額なもの）を計上する。	
イ 投資及び出資金売却損	有価証券及び出資金の売却による収入額が、帳簿価額を下回る場合の差額を計上する。	
ウ 投資及び出資金評価損	投資及び出資金の減損処理による評価損を計上する。	別に定める「有価証券・出資金評価算定要領」を参照のこと。
エ 過年度損益修正損	過年度損益の修正損を計上する。	
オ その他の特別費用	アからエに規定するもの以外のその他特別費用を計上する。	
5 当期収支差額	経常収支差額と特別収支差額の合計額を計上する。	

勘定科目取扱要領

キャッシュ・フロー計算書関係

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
1 行政サービス活動	行政サービスに伴う現金の収支を計上する。	
(1) 行政収入	行政サービス活動による収入のうち、経常的な収入を計上する。	
ア 地方税収入	県税（都道府県間清算前の地方消費税を含む。）を計上する。	
イ 地方消費税清算金収入	地方消費税清算金を計上する。	
ウ 地方譲与税収入	地方譲与税を計上する。	
エ 地方特例交付金収入	地方特例交付金を計上する。	
オ 地方交付税収入	地方交付税を計上する。	
カ 交通安全対策特別交付金収入	交通安全対策特別交付金を計上する。	
キ 分担金及び負担金収入	負担金及び分担金のうち特別収入に計上されるもの以外のものを計上する。	
ク 使用料及び手数料収入	使用料及び手数料を計上する。	
ケ 国庫支出金収入	国庫支出金のうち、特別収入に区分されるもの以外の収入を計上する。	
コ 交付金等収入（特別会計）	特別会計の交付金（国庫支出金を除く）及び証紙特別会計における証紙収入など特別会計の主要な収入を計上する。	
(7) 証紙売払収入	証紙特別会計における証紙及び県税証紙売払収入を計上する。	
(イ) その他事業収入	(7)に規定するもの以外の事業収入（特別会計の交付金収入を除く）を計上する。	
(ウ) 交付金収入	特別会計の交付金収入（国庫支出金を除く）を計上する。	【計上例】 前期高齢者交付金、療養給付費等交付金、共同事業交付金等
サ 他会計からの繰入金収入	一般会計、特別会計及び公営企業会計からの繰入金を計上する。	
(7) 一般会計からの繰入金収入	他会計からの繰入金のうち、一般会計からの繰入金収入を計上する。	
a 一般会計からの繰入金収入（公債管理特会分）	一般会計から公債管理特別会計への償還利子、手数料、発行差金、事務費等の繰入金収入を計上する。	公債管理特別会計で使用
b 一般会計からの繰入金収入(期中仮置)	一般会計から公債管理特別会計への償還利子、手数料、発行差金、事務費等の繰入金収入を計上する。	公債管理特別会計で使用(期中繰入時に使用)
c 一般会計からの繰入金収入（公債特会分除く）	a、bに規定するもの以外の、一般会計から特別会計への繰入金収入を計上する。	
(イ) 特別会計からの繰入金収入	他会計からの繰入金のうち、特別会計からの繰入金収入を計上する。	
a 特別会計からの繰入金収入（公債管理特会分）	県営住宅管理事業特別会計から公債管理特別会計への償還利子、手数料、発行差金、事務費等の繰入金収入を計上する。	公債管理特別会計で使用

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
b 特別会計からの繰入金収入(期中仮置)	県営住宅管理事業特別会計から公債管理特別会計への償還利子、手数料、発行差金、事務費等の繰入金収入を計上する。	公債管理特別会計で使用(期中繰入時に使用)
c 特別会計からの繰入金収入 (公債特会分除く)	a、bに規定するもの以外の、特別会計からの繰入金収入を計上する。	
(ウ) 公営企業会計からの繰入金収入	他会計からの繰入金のうち、公営企業会計からの繰入金収入を計上する。	
シ 利息及び配当金収入	県預金利子、株式配当金等を計上する。	
(ア) 預金利息収入	県預金利子収入を計上する。	
(イ) 配当金収入	株式配当金等収入を計上する。	
(ウ) 基金借入金利息収入	一般会計へ繰入運用したことにより基金が受け取る利息を計上する。	
(エ) 基金運用利息収入	基金運用による受取利息を計上する。	【計上例】 一時繰替金運用利息、基金の運用を国債で行った場合の受取利金、基金の運用を定期預金で行った場合の受取利息等
(オ) 他会計利息収入	他会計への貸し付けによる受取利息を計上する。	
a 一般会計利息収入	他会計利息収入のうち、一般会計からの受取利息を計上する。	県営住宅敷金組入運用に関する利子収入
b 特別会計利息収入	他会計利息収入のうち、特別会計からの受取利息を計上する。	
c 公営企業会計利息収入	他会計利息収入のうち、公営企業会計からの受取利息を計上する。	
ス その他行政収入	アからシに規定するもの以外の行政収入を計上する。	
(ア) 財産収入	財産の運用及び処分に係る収入を計上する。	
a 財産貸付収入	財産の貸付に係る収入を計上する。	
b 財産売払収入	財産(貸借対照表に計上する固定資産に係るものを除く。)の売却代金を計上する。	
c その他財産収入	aからbに規定するもの以外の財産収入(貸借対照表に計上する固定資産に係るものを除く。)を計上する。	
(イ) 寄附金収入	寄附金による収入を計上する。	
(ウ) 税諸収入	県税の徴収に付随する諸収入を計上する。	
a 滞納処分費収入	県税に係る滞納処分費収入を計上する。	
b 利子割精算金収入	法人県民税に係る利子割精算金収入を計上する。	
c 税延滞金、加算金及び過料収入	県税に関する延滞金、加算金及び過料収入を計上する。	
(エ) その他行政収入	(ア)から(ウ)に規定するもの以外のその他行政収入を計上する。	
a 税外延滞金、加算金及び過料収入	延滞金、加算金及び過料収入を計上する。	
b 一般会計貸付金利息収入	一般会計に対する貸付金に係る利息収入を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
c 特別会計貸付金利息収入	特別会計に対する貸付金に係る利息収入を計上する。	
d 公営企業会計貸付金利息収入	公営企業会計に対する貸付金に係る利息収入を計上する。	
e 市町村貸付金利息収入	市町村に対する貸付金に係る利息収入を計上する。	市町村が組織する組合に対するものを含む。
f その他貸付金利息収入	b から e に規定するもの以外の貸付金に係る利息収入を計上する。	
g 受託事業収入	受託事業に係る収入を計上する。	
h 宝くじ事業収入	宝くじ事業に係る収入を計上する。	
i 公営競技事業収入	公営競技事業に係る収入を計上する。	
j 弁償金収入	弁償金収入を計上する。	
k 小切手未払資金組入収入	発行後1年経過しても未換金のため、歳入に組入れた小切手に係る収入を計上する。	
l 違約金及び延納利息収入	違約金及び延納利息に係る収入を計上する。	
m 雑収入	雑入を計上する。	
(2) 行政支出	行政サービス活動による収入のうち、経常的な支出を計上する。	
ア 県税清算金及び交付金支出	地方消費税清算金(都道府県間の清算金支出)、利子割精算金、地方消費税交付金(市町村への交付金支出)、地方消費税徴収取扱費(対国)、間税特別徴収義務者交付金(対民間)、その他県税交付金を計上する。	
イ 給与関係費支出	報酬支出、給料支出、職員手当等支出、共済費支出、恩給及び退職年金等に係る支出を計上する。	
(7) 報酬支出	報酬支出を計上する。	
(4) 給与支出	給料及び職員手当に係る支出を計上する。	
a 給料等支出	給料と、b、cに規定する手当以外の職員手当に係る支出を計上する。	
(a) 特別職給料等支出	給料等のうち、特別職への支給に係る支出を計上する。	
(b) 一般職給料等支出	給料等のうち、一般職員への支給に係る支出を計上する。	
(c) 議員手当支出	議員に支給される期末手当に関する支出を計上する。	
b 超過勤務手当支出	超過勤務手当(時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当)に係る支出を計上する。	
c 退職手当支出	退職手当の支給に係る支出を計上する。	
(a) 特別職退職手当支出	退職手当のうち、特別職への支給に係る支出を計上する。	
(b) 一般職退職手当支出	退職手当のうち、一般職員への支給に係る支出を計上する。	
(7) 共済費支出	共済費に係る支出を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
a 共済組合負担金支出	共済組合負担金に係る支出を計上する。	
(a) 特別職共済組合負担金支出	共済組合負担金のうち、特別職分に係る支出を計上する。	
(b) 一般職共済組合負担金支出	共済組合負担金のうち、一般職員分に係る支出を計上する。	
(c) 都道府県議会議員共済会負担金支出	都道府県議会議員共済会負担金に係る支出を計上する。	
b 災害補償基金負担金支出	地方公務員災害補償基金負担金に係る支出を計上する。	
(a) 特別職災害補償基金負担金支出	地方公務員災害補償基金負担金のうち、特別職分に係る支出を計上する。	
(b) 一般職災害補償基金負担金支出	地方公務員災害補償基金負担金のうち、一般職員分に係る支出を計上する。	
c 社会保険料支出	社会保険料(事業主負担分)に係る支出を計上する。	
d 雇用保険・労災保険料支出	雇用保険料(事業主負担分)及び労災保険料に係る支出を計上する。	
(エ) 災害補償費支出	災害補償費に係る支出を計上する。	
(オ) 恩給及び退職年金支出	恩給及び退職年金に係るを計上する。	
ウ 物件費支出	報償費、旅費交通費、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保守料、委託料、賃借料、その他物件費など(人件費、修繕費、社会保障給付費、補助費等を除く。)消費的性質の経費に係る支出を計上する。 ただし、固定資産の取得原価に含まれるものは除く。	
(7) 報償費支出	報償金、謝礼金、賞賜金、報償用物品の購入に係る支出などを計上する。	
(イ) 旅費交通費支出	出張、移動に係る交通費及び日当・宿泊料等(タクシー代、高速代等を含む)に係る支出を計上する。	
(ウ) 消耗品費支出	消耗品購入による支出を計上する。	
(エ) 燃料費支出	自動車、船舶、動力設備、冷暖房用等の燃料の購入に係る支出を計上する。	
a 自動車燃料支出	自動車の燃料購入に係る支出を計上する。	
b 船舶燃料支出	船舶(物品として管理しているものを除く)の燃料購入に係る支出を計上する。	
c 航空機燃料支出	航空機の燃料購入に係る支出を計上する。	
d 動力設備燃料支出	動力設備の燃料費支出を計上する。	
e 冷暖房用燃料支出	冷暖房用の燃料購入に係る支出を計上する。	
f その他燃料費支出	a から e に規定するもの以外の燃料費に係る支出を計上する。	
(オ) 光熱水費支出	電気、ガス、水道の使用代金などの光熱水費に係る支出を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
a 電気料支出	電気の使用料を計上する。	
b ガス料支出	ガスの使用料を計上する。	
c 水道料支出	上下水道の使用料を計上する。	
d その他光熱水費支出	a から c に規定するもの以外の光熱水費を計上する。	
(h) 通信運搬費支出	郵便切手の購入代金、電話料金、運搬費などの通信運搬費に係る支出を計上する。	
a 電話料・通信費支出	電信電話料、インターネット通信費、プロバイダ料などの通信費を計上する。	
b 郵便切手購入費支出	郵便切手代を計上する。	
c 配達運搬費支出	宅配便やゆうパック、メール便等の配達料、その他の運搬費を計上する。	
d 受信料支出	NHK放送受信料を計上する。	
(き) 保守料管理費支出	保守料に係る支出を計上する。	
a 設備運転管理費支出	電気、空調、給排水設備など複数設備の総合運転管理に係る支出を計上する。	
b 建物保守管理費支出	建物外部・内部の保守点検等に係る経費を計上する。	
(a) 建物保守管理費支出(役務費)	建物保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
(b) 建物保守管理費支出(委託料)	建物保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
c 電気設備保守管理費支出	建物附属設備のうち、電気設備の保守点検、管理等に関する経費を計上する。	
(a) 電気設備保守管理費支出(役務費)	電気設備保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
(b) 電気設備保守管理費支出(委託料)	電気設備保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
d 空調設備保守管理費支出	建物附属設備のうち、空調設備の保守点検、管理等に関する経費を計上する。	
(a) 電気設備保守管理費支出(役務費)	空調設備保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
(b) 空調設備保守管理費支出(委託料)	空調設備保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
e 給排水設備保守管理費支出	建物附属設備のうち、給排水設備の保守点検、管理等に関する経費を計上する。	
(a) 給排水設備保守管理費支出(役務費)	給排水設備保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(b) 給排水設備保守管理費支出(委託料)	給排水設備保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
f 昇降機保守管理費支出	建物附属設備のうち、昇降機設備の保守点検、管理等に関する経費を計上する。	
(a) 昇降機設備保守管理費支出(役務費)	昇降機設備保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
(b) 昇降機設備保守管理費支出(委託料)	昇降機設備保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
g 消防設備保守管理費支出	建物附属設備のうち、消防設備の保守点検、管理等に関する経費を計上する。	
(a) 消防設備保守管理費支出(役務費)	消防設備保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
(b) 消防設備保守管理費支出(委託料)	消防設備保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
h 工作物保守管理費支出	工作物の保守点検、管理等に係る経費を計上する。	
(a) 工作物保守管理費支出(役務費)	工作物保守管理費のうち役務費で執行するものを計上する。	
(b) 工作物保守管理費支出(委託料)	工作物保守管理費のうち委託料で執行するものを計上する。	
(c) 工作物保守管理費支出(原材料費)	工作物保守管理費のうち原材料費で執行するものを計上する。	
i システム保守管理費支出	システムの保守管理に要する経費を計上する。	
(a) システム保守管理費支出(役務費)	システムの保守管理に要する経費のうち役務費で執行するものを計上する。	
(b) システム保守管理費支出(委託料)	システムの保守管理に要する経費のうち委託料で執行するものを計上する。	
j 自動車保守管理費支出	自動車の点検、整備等に係る経費を計上する。	
(a) 自動車保守管理費支出(需用費)	自動車保守管理費のうち、需用費で執行するものを計上する。	車検
(b) 自動車保守管理費支出(役務費)	自動車保守管理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
(c) 自動車保守管理費支出(委託料)	自動車保守管理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
k 警備費支出	庁舎や施設の警備に要する費用を計上する。	
(a) 警備費支出(役務費)	警備費のうち役務費により支出する費用を計上する。	
(b) 警備費支出(委託料)	警備費のうち委託料により支出する費用を計上する。	
l 清掃費支出	施設の清掃費を計上する。	庁舎清掃、道路清掃
(a) 清掃費支出(役務費)	警備費のうち役務費により支出する費用を計上する。	
(b) 清掃費支出(委託料)	警備費のうち委託料により支出する費用を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
m 草刈・剪定費支出	施設の草刈・剪定に要する経費を計上する。	庁舎敷地、道路、河川敷等
(a) 草刈・剪定費支出(役務費)	草刈・剪定費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
(b) 草刈・剪定費支出(委託料)	草刈・剪定費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
(c) 草刈・剪定費支出(工事請負費)	草刈・剪定費のうち、工事請負費で執行するものを計上する。	
n 廃棄物処理費支出	廃棄物処理費用を計上する。	
(a) 廃棄物処理費支出(役務費)	廃棄物処理費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
(b) 廃棄物処理費支出(委託料)	廃棄物処理費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
o 害虫駆除費支出	施設の害虫駆除に要する経費を計上する。	
(a) 害虫駆除費支出(役務費)	害虫駆除費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
(b) 害虫駆除費支出(委託料)	害虫駆除費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
p その他保守管理費支出	a から o に規定するもの以外の保守管理費を計上する。	船舶（物品として管理しているものを除く）、航空機の保守管理費を含む。
(a) その他保守管理費支出(需用費)	その他保守管理料のうち、需用費で執行するものと計上する。	
(b) その他保守管理費支出(役務費)	その他保守管理料のうち、役務費で執行するものと計上する。	
(c) その他保守管理費支出(委託料)	その他保守管理料のうち、委託料で執行するものと計上する。	
(7) 委託委託費支出	資産計上しない業務委託料に係る支出を計上する。ただし、クまでに規定したものを除く。	
a 指定管理料支出	法第244条の2第3項に規定する指定管理者への委託料を計上する。	
b その他業務委託費支出(役務費)	(7)から(7) a に規定するもの以外の業務委託費、役務費で執行するものと計上する。	
c その他業務委託費支出(委託料)	(7)から(7) a に規定するもの以外の業務委託費、委託料で執行するものと計上する。	
(7) 賃借料支出	土地などの不動産、事務用機器の借り上げ等の賃借代金に係る支出を計上する。	
a 土地建物賃借料支出	土地建物賃借契約に基づく賃借料を計上する。	
b 自動車賃借料支出	自動車等の賃借料を計上する。	
c 事務用機器賃借料支出	事務用機器に係る賃借料を計上する。	【計上例】 事務用パソコン、ファクシミリ、プリンタ等の賃借料
d 情報機器賃借料支出	情報機器に係る賃借料を計上する。	【計上例】 サーバ、ルータ、スイッチ等情報通信機器の賃借料。事務用以外のパソコンは、この勘定に計上する。
e 会場使用料支出	会場借り上げ料を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
f その他賃借料支出	a から e 以外の賃貸借契約に基づく賃借料を計上する。	
(コ) 取壊し・撤去費支出	建物のほか、道路や橋梁等の取壊し・撤去に要する経費の支出を計上する。	
(サ) その他物件費支出	(7) から (コ) に規定するもの以外の物件費を計上する。	
a 交際費支出	交際費（外部との公の交渉に係る経費）を計上する。	
b 食糧費支出	食糧費を計上する。	
c 新聞図書費支出	新聞、貸借対照表に計上しない図書の購入にかかる経費を計上する。	
d 印刷製本費支出	印刷物の印刷製本や写真の現像等に要する経費を計上する。	
(a) 印刷製本費支出（需用費）	印刷製本に要する経費のうち、需用費で執行するものを計上する。	
(b) 印刷製本費支出（役務費）	印刷製本に要する経費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
(c) 印刷製本費支出（委託料）	印刷製本に要する経費のうち、委託料で執行するものを計上する。	
e 複写料支出	複写サービス契約等に基づくコピー代金を計上する。	
f 薬品費支出	医薬品、検査用試薬などの薬品費を計上する。	
g 診療材料費支出	ガーゼ等医療用消耗品費を計上する。	
h 飼料費支出	飼料代を計上する。	
i 保険料支出	保険料の支払に係る支出を計上する。	
(a) 火災保険料支出	火災保険料を計上する。	
(b) 自動車損害保険料支出	自動車損害保険料を計上する。	
(c) その他損害保険料支出	(a)、(b) 以外の損害保険料を計上する。	
j 保管料支出	各種の財産（証券、貴重品、危険物、重要物品等）を銀行あるいは倉庫業者等に保管を依頼し、これに対して支払う経費に係る支出を計上する。	
k 広告料支出	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等で広告をするために要する経費に係る支出を計上する。	
(a) 広告料支出（役務費）	広告料のうち、役務費で執行するものを計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(b) 広告料支出(委託料)	広告料のうち、委託料で執行するものを計上する。	
l 筆耕翻訳料支出	筆耕料、翻訳料及び速記料を計上する。	
m 通行料支出	有料道路の通行料金を計上する。	旅費(09節)で支出する有料道路の通行料は、2(3)イ 旅費交通費に計上する。
n 備品費支出	備品購入(貸借対照表に計上する重要物品及び図書の購入にかかる経費を除く)に係る支出を計上する。	
o その他の物件費支出	a から n 以外の物件費に係る支出を計上する。	
(a) その他の物件費支出(需用費)	その他の物件費のうち、需用費で執行するものを計上する。	
(b) その他の物件費支出(役務費)	その他の物件費のうち、役務費で執行するものを計上する。	
(c) その他の物件費支出(工事請負費)	その他の物件費のうち、工事請負費で執行するものを計上する。	
(d) その他の物件費支出(原材料費)	その他の物件費のうち、原材料費で執行するものを計上する。	
(e) その他の物件費支出(その他)	その他の物件費のうち、(a) から (d) 以外のものを計上する。	
エ 修繕費支出	資産の取得や資産価値の増加につながらない施設等の修繕経費(収益的支出)を計上する。	
(7) 建物修繕費支出	建物の修繕に必要な費用を計上する。	
a 建物修繕費支出(需用費)	建物修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
b 建物修繕費支出(委託料)	建物修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
c 建物修繕費支出(工事請負費)	建物修繕費のうち、工事請負費により執行するものを計上する。	
(イ) 建物附属設備修繕費支出	建物附属設備の修繕に必要な費用を計上する。	
a 建物附属設備修繕費支出(需用費)	建物附属設備修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
b 建物附属設備修繕費支出(委託料)	建物附属設備修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
c 建物附属設備修繕費支出(工事請負費)	建物附属設備修繕費のうち、工事請負費により執行するものを計上する。	
(ウ) 工作物修繕費支出	工作物の修繕に必要な費用を計上する。	
a 工作物修繕費支出(需用費)	工作物修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
b 工作物修繕費支出(委託料)	工作物修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
c 工作物修繕費支出(工事請負費)	工作物修繕費のうち、工事請負費により執行するものを計上する。	
d 工作物修繕費支出(原材料費)	工作物修繕費のうち、原材料費により執行するものを計上する。	
(エ) 自動車修繕費支出	自動車等の修繕に必要な費用を計上する。	
a 自動車修繕費支出(需用費)	自動車修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
b 自動車修繕費支出(委託料)	自動車修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
(オ) 重要物品修繕費支出	重要物品の修繕に必要な費用を計上する（借用物品で重要物品として登録されているものの修繕を含む。）。	
a 重要物品修繕費支出(需用費)	重要物品修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
b 重要物品修繕費支出(委託料)	重要物品修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
(カ) 一般物品修繕費支出	重要物品以外の物品の修繕に必要な費用を計上する。	
a 一般物品修繕費支出(需用費)	一般物品修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
b 一般物品修繕費支出(委託料)	一般物品修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
(キ) その他修繕費支出	(ア)から(カ)に規定するもの以外の修繕費を計上する。	
a その他修繕費支出(需用費)	その他修繕費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
b その他修繕費支出(委託料)	その他修繕費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
c その他修繕費支出(工事請負費)	その他修繕費のうち、工事請負費により執行するものを計上する。	
オ 社会保障給付費支出	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助など、社会保障制度の一環として県が各種法令に基づいて実施する給付や、県が単独で行っている社会保障給付費に係る支出を計上する。	
カ 補助金等支出	他の地方公共団体や国、法人等に対する負担金、補助金及び交付金のうち、資産の形成につながらないものを計上する。	
(ア) 負担金、補助及び交付金支出	補助金等のうち、負担金、補助及び交付金により執行するものの支出を計上する。	
(イ) 補償、補填及び賠償金支出	補償、補填及び賠償金により執行するものの支出を計上する。	
(ウ) 還付金・還付加算金等支出	償還金及び還付加算金に係る支出を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(エ) 寄附金支出	他の地方公共団体や国、法人等に対する寄附金に係る支出を計上する。	
(オ) 公課費支出	公課費(公租公課を支払う場合に要する経費)に係る支出を計上する。	
キ 施設整備補助金等支出	国や市町村等が所有する施設等の整備に対する補助金(負担金を含む。)のうち、県の資産に計上されない支出を計上する。	
(7) 施設整備補助金支出	施設(設備等を含む。)の建設・改良などを目的とした補助金(負担金・交付金を含む。)のうち、県の資産の取得、若しくは資産価値の増加につながらない支出を計上する。	
a 公共施設整備補助金支出	施設整備補助金のうち、都道府県及び市町村に対する支出を計上する。	
b 民間施設整備補助金支出	施設整備補助金のうち、民間等に対する支出を計上する。	
(イ) 国直轄事業負担金支出	国直轄事業負担金に係る支出を計上する。	
(ウ) 県直接整備費支出	県が施工する、国、市町村や民間等が所有する施設等で県の資産に計上されないものの整備費に係る支出を計上する。	
a 公共施設整備費支出	県直接整備費のうち、国有又は市町村有施設に対する支出を計上する。	
b 民間施設整備費支出	県直接整備費のうち、民間施設等に対する支出を計上する。	
ク 他会計への繰出金支出	他会計に対する繰出金支出を計上する。	
(7) 一般会計への繰出金支出	一般会計に対する繰出金支出を計上する。	
(イ) 特別会計への繰出金支出	特別会計に対する繰出金支出を計上する。	
a 公債管理特別会計への繰出金支出	特別会計に対する繰出金のうち、公債管理特別会計への繰出金支出を計上する。	
(a) 地方債利息分の繰出金支出	地方債償還利子に係る公債管理特別会計への繰出金支出を計上する。	一般会計及び県営住宅管理事業特別会計で使用
(b) 地方債手数料分の繰出金支出	地方債手数料に係る公債管理特別会計への繰出金支出を計上する。	一般会計及び県営住宅管理事業特別会計で使用
(c) 地方債発行差金分の繰出金支出	地方債の発行差金に係る公債管理特別会計への繰出金支出を計上する。	一般会計及び県営住宅管理事業特別会計で使用
(d) 地方債事務費分の繰出金支出	地方債償還事務費に係る公債管理特別会計への繰出金支出を計上する。	一般会計及び県営住宅管理事業特別会計で使用
(e) 公債管理特別会計への繰出金支出 (期中仮置)	公債管理特別会計への繰出金支出を計上する。	一般会計及び県営住宅管理事業特別会計で使用(期中繰出時に使用)
b その他特別会計への繰出金支出	a以外の特別会計への繰出金支出を計上する。	
(ウ) 公営企業会計への繰出金支出	公営企業会計に対する繰出金支出を計上する。	
ケ 利息及び手数料支出	地方債の支払利息、地方債の発行、償還などに関する手数料及び他会計からの借入金に対する利子等を計上する。	
(7) 地方債利息及び手数料支出	地方債の支払利息、地方債の発行、償還などに関する手数料に係る支出を計上する。	
a 地方債利息支出	地方債の支払利息に係る支出を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
b 地方債利息支出(期中仮置)	地方債の支払利息に係る支出を計上する。	公債管理特別会計で使用(期中支出時に使用)
c 地方債手数料支出	地方債の発行、償還などに関する手数料支出を計上する。	
d 地方債手数料支出(期中仮置)	地方債の発行、償還などに関する手数料支出を計上する。	公債管理特別会計で使用(期中支出時に使用)
(イ) 地方債発行差金支出	地方債の発行差額(割引発行する場合の割引料)を計上する。	
a 地方債発行差金支出	地方債の発行差額(割引発行する場合の割引料)を計上する。	
b 地方債発行差金支出(期中仮置)	地方債の発行差額(割引発行する場合の割引料)を計上する。	公債管理特別会計で使用(期中支出時に使用)
(ウ) 借入金利息支出	他会計などからの借入金に対して支払う利息を計上する。	
a 他会計借入金利息支出	借入金利息のうち、他会計に対する支出を計上する。	
(a) 一般計借入金利息支出	一般会計からの借入金に係る利息を計上する。	
(b) 公営企業計借入金利息支出	公営企業会計からの借入金に係る利息を計上する。	
b その他借入金利息支出	借入金利息のうち、基金等に対するもの以外の支出を計上する。	
(a) 一時借入金利息支出	一時借入金に係る利息を計上する。	
(b) 基金借入金利息支出	基金借入金(一般会計繰入運用)に係る利息を計上する。	
(c) 基金一時繰替金利息支出	基金の一時繰替金に係る利息を計上する。	
(d) 県営住宅敷金組入利息支出	県営住宅敷金組入に係る一般会計から県営住宅管理事業特別会計への支払利息を計上する。	
(エ) その他支払利息・手数料支出	(7)から(ウ)に規定するもの以外の支払利息・手数料を計上する。	
コ その他行政支出	アからケに規定するもの以外の行政支出を計上する。	
a 債務保証・損失補償費支出	債務保証・損失補償に係る支出(経常的なもの)を計上する。	
b その他の行政支出	a以外の行政支出を計上する。	
(3) 特別収入	行政サービス活動による収入のうち、臨時的な収入を計上する。	
ア 分担金及び負担金収入(災害復旧費)	分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものに係る収入を計上する。	
イ 国庫支出金収入(災害復旧費)	国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。	
ウ その他特別収入	ア又はイに規定するもの以外の特別収入を計上する。	
(4) 特別支出	行政サービス活動による収入のうち、臨時的な支出を計上する。	
ア 災害復旧費支出	災害復旧に関する支出を計上する。	
(7) 災害復旧費支出(旅費)	災害復旧に要する経費のうち、旅費により執行するものを計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(イ) 災害復旧費支出（需用費）	災害復旧に要する経費のうち、需用費により執行するものを計上する。	
(ロ) 災害復旧費支出（役務費）	災害復旧に要する経費のうち、役務費により執行するものを計上する。	
(ハ) 災害復旧費支出（委託料）	災害復旧に要する経費のうち、委託料により執行するものを計上する。	
(ニ) 災害復旧費支出（使用料・賃借料）	災害復旧に要する経費のうち、使用料及び賃借料により執行するものを計上する。	
(ホ) 災害復旧費支出（工事請負費）	災害復旧に要する経費のうち、工事請負費により執行するものを計上する。	
(ヘ) 災害復旧費支出（負担、補助、交付金）	災害復旧に要する経費のうち、負担金補助及び交付金により執行するものを計上する。	
(ヘ) 災害復旧費支出（補償、補填、賠償金）	災害復旧に要する経費のうち、補償、補填及び賠償金により執行するものを計上する。	
(ケ) 災害復旧費支出（その他）	(7)から(ク)に規定するもの以外の災害復旧費を計上する。	
イ その他特別支出	アに規定するもの以外の特別支出を計上する。	
a 債務保証・損失補償費支出	債務保証・損失補償に係る支出（臨時的・巨額のもの）を計上する。	
b その他の特別支出	a以外の特別支出を計上する。	
(5) 行政サービス活動収支差額	行政収入、行政支出の差額及び特別収入、特別支出の差額の合計額を計上する。	
2 投資活動	固定資産の形成や基金の増減等をもたらす現金の収支を計上する。	
(1) 投資活動収入	固定資産の売却、基金の取り崩し、貸付金の回収等投資活動に係る収入を計上する。	
ア 固定資産売却収入	固定資産の売却収入を計上する。	
(7) 土地売却収入	土地の売却収入を計上する。	
(イ) 建物売却収入	建物の売却収入を計上する。	
(ロ) 立竹木売却収入	立竹木の売却収入を計上する。	
(エ) その他固定資産売却収入	(7)から(ロ)に規定するもの以外の固定資産売却収入を計上する。	
イ 基金取崩収入	基金からの繰入金を計上する。	
(7) 財政調整基金取崩収入	財政調整基金からの繰入金を計上する。	
(イ) 減債基金取崩収入	減債基金からの繰入金を計上する。	
(ロ) 特定目的基金取崩収入	特定目的基金からの繰入金を計上する。	
(エ) 定額運用基金取崩収入	定額運用基金からの繰入金を計上する。	基本的に基金廃止時以外は使用しない。
ウ 投資及び出資金回収収入	投資有価証券の売却及び出資金の回収収入を計上する。	
(7) 投資有価証券回収収入	投資有価証券の売却に係る収入を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(イ) 出資金回収収入	出資金の回収収入を計上する。	出捐先団体の解散時に、剰余金の返還があったときは、寄附金収入ではなく、ここに計上する。
(ウ) 公営企業会計出資金回収収入	公営企業会計出資金の回収収入を計上する。	
エ 貸付金回収元金収入	貸付金の回収金額（元金収入）を計上する。	
(7) 他会計貸付金回収元金収入	貸付金回収元金収入のうち、他会計からの回収収入を計上する。	
a 一般会計貸付金回収元金収入	現状では、該当する貸付金支出はありません。	
b 特別会計貸付金回収元金収入	特別会計に対する貸付金の回収収入(元金)を計上する。	
c 公営企業会計貸付金回収元金収入	公営企業会計に対する貸付金の回収収入(元金)を計上する。	
(イ) 法人等貸付金回収元金収入	法人等に対する貸付金の回収収入(元金)を計上する。	
a 市町村貸付金回収元金収入	市町村に対する貸付金の回収収入(元金)を計上する。	市町村が組織する組合に対するものを含む。
b その他貸付金回収元金収入	市町村以外の団体に対する貸付金の回収収入(元金)を計上する。	
オ 他会計からの繰入金収入	減債基金積立に係る他会計からの積立金を計上する。	公債管理特別会計で使用
(7) 一般会計からの繰入金収入	減債基金積立に係る一般会計からの積立金を計上する。	公債管理特別会計で使用
(イ) 特別会計からの繰入金収入	減債基金積立に係る県営住宅管理事業特別会計からの積立金を計上する。	公債管理特別会計で使用
カ その他投資活動収入	アからオに規定するもの以外の投資活動収入を計上する。	
(7) 敷金・保証金返還収入	敷金・保証金の返還収入を計上する。	
(イ) 財産売払収入（割賦払）	現状では想定されるものではありません。	
(ウ) 訴訟等供託金返還収入	訴訟等供託金の返還収入を計上する。	
(エ) 信託受益権収入	現状では想定されるものではありません。	
(オ) その他の投資活動収入	(7)から(エ)に規定するもの以外のその他投資活動収入を計上する。	
(2) 投資活動支出	固定資産の形成や基金の積立等投資活動に係る支出を計上する。	
ア 固定資産取得支出	固定資産の取得に係る支出を計上する。	
(7) 事業用資産取得支出	事業用資産の取得に係る支出を計上する。	
a 有形固定資産取得支出	有形固定資産（事業用資産）の取得に係る支出を計上する。	
建設仮勘定取得支出	建設中の建物や工作物など、完成前の有形固定資産（事業用資産）への支出を計上する。	
b 無形固定資産取得支出	無形固定資産（事業用資産）の取得に係る支出を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
無形固定資産仮勘定取得支出	出願中の知的財産権の登録料や製造中のソフトウェアに係る開発委託料など、取得等前の無形固定資産（事業用資産）への支出を計上する。	
(イ) インフラ資産取得支出	インフラ資産の取得に係る支出を計上する。	
a 有形固定資産取得支出	有形固定資産（インフラ資産）の取得に係る支出を計上する。	
建設仮勘定取得支出	建設中の建物や工作物など、完成前の有形固定資産（インフラ資産）への支出を計上する。	
b 無形固定資産取得支出	無形固定資産（インフラ資産）の取得に係る支出を計上する。	
無形固定資産仮勘定取得支出	出願中の知的財産権の申請手数料など、取得等前の無形固定資産（インフラ資産）への支出を計上する。	
(ウ) 物品取得支出	重要物品及び図書の取得に係る支出を計上する。	
a 重要物品取得支出	取得価額が100万円以上の物品（自動車については100万円未満のものを含む。）の取得に係る支出を計上する。	
b 図書取得支出	愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第1条に規定する愛知芸術文化センター愛知県図書館が所蔵する閲覧用の図書のうち備品として管理しているものの取得に係る支出を計上する。	
イ 基金積立金支出	基金積立に係る支出を計上する。	
(ア) 財政調整基金積立金支出	財政調整基金の積立に係る支出を計上する。	
(イ) 減債基金積立金支出	減債基金の積立に係る支出を計上する。	
(ウ) 特定目的基金積立金支出	特定目的基金の積立に係る支出を計上する。	
(エ) 定額運用基金積立金支出	定額運用基金の積立に係る支出を計上する。	
ウ 投資及び出資金支出	株式の購入及び出資（出捐を含む。）に係る支出を計上する。	
(ア) 投資有価証券支出	法第238条第1項第6号に規定する株式、社債等の購入に係る支出を計上する。	
(イ) 出資金支出	法第238条第1項第7号に規定する出資による権利に係る支出を計上する。 ただし、公営企業会計に対する出資金は除く。	
(ウ) 公営企業会計出資金支出	公営企業会計に対する出資金に係る支出を計上する。	
エ 貸付金支出	他会計又は他団体等に対する貸付に係る支出を計上する。	
(ア) 他会計貸付金支出	貸付金支出のうち、他会計への貸付に係る支出を計上する。	
a 一般会計貸付金支出	現状では、該当する貸付金支出はありません。	
b 特別会計貸付金支出	他会計貸付金支出のうち、特別会計に対する貸付金支出を計上する。	
c 公営企業会計貸付金支出	他会計貸付金支出のうち、公営企業会計に対する貸付金支出を計上する。	
(イ) 法人等貸付金支出	貸付金支出のうち、法人等への貸付に係る支出を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
a 市町村貸付金支出	法人等貸付金支出のうち、市町村に対する貸付金支出を計上する。	
b その他貸付金支出	法人等貸付金支出のうち、市町村に対するもの以外の貸付金支出を計上する。	
オ 公債管理特別会計への繰出金支出	公債管理特別会計への繰出金支出を計上する。	
(7) 減債基金積立分の繰出金支出	公債管理特別会計への繰出金支出のうち、減債基金積立分を計上する。	一般会計、県営住宅管理事業特別会計で使用
カ その他投資活動支出	アからオに規定するもの以外の投資活動に係る支出を計上する。	
(7) 敷金・保証金支出	敷金・保証金の差し入れに係る支出を計上する。	
(イ) 訴訟等供託金支出	訴訟等供託金の差し入れに係る支出を計上する。	
(ウ) その他の投資活動支出	(7)及び(イ)に規定するもの以外のその他投資活動支出を計上する。	
(3) 投資活動収支差額	投資活動収入、投資活動支出の差額をいう。	
3 財務活動	地方債の発行や借入による財源調達に係る収入を計上する。	
(1) 財務活動収入	地方債の発行や借入による財源の調達や償還に係る現金の収支を計上する。	
ア 地方債発行収入	地方債発行による収入を計上する。	
(7) 建設債発行収入	建設債の発行収入を計上する。	
a 事業用資産等財源充当債収入	事業用資産の建設及び重要物品の取得の財源に充当する地方債発行収入を計上する。	
b インフラ資産財源充当債収入	インフラ資産の建設の財源に充当する地方債発行収入を計上する。	
c その他財源充当債収入	a及びbに規定するもの以外の建設債発行収入を計上する。	
(イ) 特別債収入	特別債発行による収入を計上する。	
a 特別債収入	特別債発行による収入を計上する。	
b 地方債収入(期中仮置)	地方債(建設債及び特別債)発行による収入を計上する。	(期中収入時に使用)
イ 借入金収入	地方債以外の借入金による収入を計上する。	
(7) 他会計借入金収入	借入金収入のうち、他会計からの借入金収入を計上する。	
a 一般会計借入金収入	他会計借入金収入のうち、一般会計からの借入金収入を計上する。	
b 公営企業会計借入金収入	他会計借入金収入のうち、公営企業会計からの借入金収入を計上する。	
(イ) 基金借入金収入	一般会計繰入運用に係る収入を計上する。	基金一時繰替運用は該当しない。
(ウ) その他借入金収入	(7)又は(イ)に規定するもの以外の借入金収入を計上する。	
ウ 他会計からの繰入金収入	地方債元金償還に係る他会計からの繰入金収入を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
(7) 一般会計からの繰入金収入	地方債元金償還に係る一般会計からの繰入金収入を計上する。	公債管理特別会計で使用
(イ) 特別会計からの繰入金収入	地方債元金償還に係る県営住宅管理事業特別会計からの繰入金収入を計上する。	公債管理特別会計で使用
エ その他財務活動収入	アからウに規定するもの以外の財務活動収入を計上する。	
(2) 財務活動支出	地方債や借入の償還に伴う支出を計上する。	
ア 地方債償還金支出	地方債の償還金を計上する。	
(7) 建設債償還金支出	建設債の償還金を計上する。	
a 事業用資産等財源充当債償還金支出	事業用資産の建設及び重要物品の取得の財源に充当した地方債の償還に係る支出を計上する。	
b インフラ資産財源充当債償還金支出	インフラ資産の建設の財源に充当した地方債の償還に係る支出を計上する。	
c その他財源充当債償還金支出	a及びbに規定するもの以外の建設債の償還に係る支出を計上する。	
(イ) 特別債償還金支出	特別債の償還金を計上する。	
a 特別債償還金支出	特別債に係る地方債償還金支出を計上する。	
b 地方債償還金支出（期中仮置）	地方債（建設債及び特別債）に係る地方債償還金支出を計上する。	（期中仮置用）
イ 借入金返済支出	地方債以外の借入金の返済に係るものを計上する。	
(7) 他会計借入金返済支出	借入金返済支出のうち、他会計に対するものを計上する。	
a 一般会計借入金返済支出	他会計借入金返済支出のうち、一般会計に対するものを計上する。	
b 公営企業会計借入金返済支出	他会計借入金返済支出のうち、公営企業会計に対するものを計上する。	
(イ) 基金借入金返済支出	基金借入金（一般会計繰入運用金）の返済による支出を計上する。	基金一時繰替運用は該当しない。
(ウ) その他借入金返済支出	(7)又は(イ)に規定するもの以外の借入金返済支出を計上する。	
ウ 公債管理特別会計への繰出金支出	公債管理特別会計への繰出金支出を計上する。	
(7) 地方債定時償還分の繰出金支出	公債管理特別会計への繰出金支出のうち、地方債償還分を計上する。	一般会計、県営住宅管理事業特別会計で使用
エ その他財務活動支出	アからウに規定するもの以外の財務活動支出を計上する。	
(7) 債務負担行為返済支出	割賦払金等、債務負担行為を設定して取得した資産に係る返済金の支出を計上する。ただし、(イ)に規定するリース債務返済支出に相当する支出を除く。	
a 債務負担行為返済支出（委託料）	債務負担行為返済支出のうち、委託料による支出を計上する。	【計上例】 産業労働センターのPFI契約による委託料等
b 債務負担行為返済支出（使用料・賃借料）	債務負担行為返済支出のうち、使用料及び賃借料による支出を計上する。	
c 債務負担行為返済支出（公有財産購入費）	債務負担行為返済支出のうち、公有財産購入費による支出を計上する。	

勘定科目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
d 債務負担行為返済支出 (負担、補助、交付金)	債務負担行為返済支出のうち、負担金、補助及び交付金による支出を計上する。	
(i) リース債務返済支出	リース資産に係るリース料(利息相当分を除く。)の支払いによる支出を計上する。	
(ウ) その他の財務活動支出	(ア)、(イ)以外の財務活動支出を計上する。	
(3) 財務活動収支差額	財務活動収入、財務活動支出の差額をいう。	
4 当期現金預金増減額	行政サービス活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの合計額をいう。	
5 一般財源等配分調整額	一般会計の財務諸表の作成にあたり、局間又は事業間で調整した一般財源等を計上する。	事業別、局別財務諸表にのみ計上される。
6 期首現金預金残高	前年度からの繰越金をいう。現金預金の期首残高に相当する。	
7 期末現金預金残高 (形式収支)	期首現金預金残高と当期現金預金増減額、一般財源等配分調整額の合計額をいう。	

勘定科目取扱要領

純資産変動計算書関係

勘 定 科 目	計上するものの説明	計上するものの具体例、注意事項
1 開始残高相当	開始貸借対照表作成時の貸借差額を計上する。	開始時以降は、原則変動なし。
2 内部取引	局間又は管理事業間、会計間における資産又は負債の移管額について計上する。	システムにより自動計上 会計別財務諸表では、「会計間取引」と表記する。
3 一般財源等配分調整額	一般会計の財務諸表の作成にあたり、局間又は事業間で調整した一般財源等を純額により計上する。	同上
4 剰余金	行政コスト計算書の当期収支差額の累計額を計上する。	同上
5 評価差額金	有価証券及び立竹木の評価差額金を計上する。	
(1) 有価証券評価差額金	時価のある有価証券の取得原価と期末日現在の時価の評価差額を計上する。	政策企画局広報広聴課が保有する中部日本放送株式会社（CBC）株の取得原価と時価の評価差額
(2) 立竹木評価差額金	事業用資産に計上された立竹木の評価替え前後の価額の差額（累計）を計上する。	「公有財産台帳作成要領」及び「新公会計制度における固定資産事務マニュアル」を参照のこと。